

## 江の川（上流）河川愛護モニターを募集します。

国土交通省では、河川流域の住民の方が「川」に親しむことを目的として、河川愛護モニターを任命しています。今回、広島県内の江の川流域にお住まいの方から、日常の生活の中での河川に関する身近な情報（川の汚れ・堤防の損傷その他地元の意見等）を教えていただける方を一般公募により募集します。

モニター期間 平成23年7月～24年6月  
募集定員 安芸高田市から1名、三次市から1名  
募集期間 平成23年6月22日まで（必着）

募集要領は別紙1のとおりです。  
別紙2のモニター応募用紙にご記入の上、申し込みください。

問い合わせ先 国土交通省三次河川国道事務所

	副所長（河）	榑井 芳樹
担当	占用調整課長	高田 浩司
広報窓口担当	建設専門官	中井 喜美男

TEL (0824) 63-4121

FAX (0824) 63-3132

## 平成23年度 江の川（上流）河川愛護モニター募集要領

国土交通省では、沿川住民の方々の協力で、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携を更に進め、あわせて河川愛護思想の普及、及び河川の適正な維持管理を実施するための河川愛護モニター制度を実施しています。

今般、河川行政における地域との交流がますます重要となる中で、地域の方々と河川管理者の連携をより深めることを目的として河川愛護モニターを以下のとおり公募いたします。

### 1. 活動内容

モニターは日常の生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えることを主な任務とするものであり、定期的に河川を巡視し、あるいは、ゴミ投棄等の不法行為者に対し直接注意・指示して是正を図る等の特別な責務や権限を有するものではありません。

活動内容としては、次の事項をモニターとして河川管理者に連絡（月に1回の定期と随時）することが主です。

- ①河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象について
- ②ごみ等の投棄、河川の流水や施設等について、異常を発見した事象について
- ③近隣の方等から河川管理、河川利用等に関する特段の要望について
- ④その他、特に河川管理者に連絡することが必要と認められる場合

また、上記の活動に加え、余暇時間で対応できるような範囲で、河川管理者とともに地域住民への河川愛護思想の普及・啓発活動に努めていただきます。

### 2. 活動範囲

活動範囲は以下の範囲とします。

ただし、上記1. で述べたとおり、日常の生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えることが主な任務であるため、下記の区間すべてを定期的に巡視する必要はありません。

- |              |   |
|--------------|---|
| 【1. 三次市管内】   | ・江の川（安芸高田市との境～中電江の川ダム）、馬洗川（江の川との合流点～新鳥居橋）西城川（馬洗川との合流点～旭橋）の各沿川 |
| 【2. 安芸高田市管内】 | ・江の川の沿川（土師ダム直下流～三次市との境）                                       |

### 3. 応募資格

河川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、上記1. の活動内容を実行出来る活動力を有する満20才以上の方で、上記2. の活動範囲（河川）よりおおむね5km以内に居住の方。

#### 4. 委嘱方法と任期

河川愛護モニターは、国土交通省三次河川国道事務所長より委嘱させていただきます。  
任期は平成23年7月1日より1年間です。

#### 5. 募集人員

三次市から1名、安芸高田市から1名の計2名

#### 6. 手当

月額 4,600円

#### 7. 選考方法

- ① 選考は、自治会等の地域に密着した活動に参加されている方を優先とし、年齢、地域構成等を総合的に勘案して、三次河川国道事務所に設ける選考委員会により選考させていただきます。
- ② 選考結果は郵送等にて応募者に通知します。

#### 8. 応募方法

郵便及びファックスにて、下記記入要領のとおり該当事項を記入のうえ、平成23年6月22日までに応募先まで送付してください。

電話での応募は受け付けていません。

(記入要領)

- ①氏名
- ②年齢
- ③住所
- ④電話番号（Fax番号、メールアドレス）
- ⑤職業  
農業・漁業・林業・自営業・会社員・学生・その他（ ）
- ⑥これまでに自治会等の地域に密着した活動へ参加した経験
- ⑦応募理由、自己PRなど

#### 9. 応募先・問い合わせ先

〒728-0011 三次市十日市西6丁目2番1号

国土交通省三次河川国道事務所 占用調整課 西村・高田

TEL：(0824)63-4121 (代表)

FAX：(0824)63-3132

別紙2

FAX

国土交通省 三次河川国道事務所

0824-63-3132

占用調整課 西村 宛

## 河川愛護モニター応募用紙

私は、平成23年度河川愛護モニターに応募します。

- ①氏名：<sup>ふり</sup> <sup>がな</sup> (男・女)
- ②年齢： 歳
- ③住所：
- ④電話番号(必須)：  
FAX番号(任意)：  
メールアドレス(任意)：
- ⑤職業：農業・漁業・林業・自営業・会社員・学生・その他( )
- ⑥これまでに自治会等の地域に密着した活動へ参加した経験
- ⑦応募理由・自己PR(日常生活の中での河川との関わりについて) など

上記個人情報は、他の目的に使用や他に提供することはありません。